

虐待の防止のための方針

訪問看護ステーションこころのかて

1. 事業所における虐待の防止に関する基本的な考え方

当事業所では、**高齢者虐待**は**人権侵害**であり、**犯罪行為**という認識のもと、高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成 17 年法律 124 号）に基づき、**高齢者の尊厳の保持・人格の尊重**を重視し、権利利益の擁護に資することを目的に、**高齢者虐待の防止**とともに高齢者虐待の**早期発見・早期対応**に努め、高齢者虐待に該当する次の行為いずれも行わない。

- **身体的虐待**：高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。
- **介護・世話の放棄・放任**：高齢者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置その他の高齢者を擁護すべき職務上の義務を著しく怠ること。
- **心理的虐待**：高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。
- **性的虐待**：高齢者にわいせつな行為をすること又は高齢者をしてわいせつな行為をさせること。
- **経済的虐待**：高齢者の財産を不当に処分することその他当該高齢者から不当に財産上の利益を得ること。

2. 虐待防止検討委員会その他事業所内の組織に関する事項

- 1) 当事業所では、虐待発生防止に努める観点から「虐待防止検討委員会」を設置する。なお、本委員会の運営責任者は虐待防止責任者とする。
- 2) その他の委員は、別表のとおりとする。
- 3) 関係する事業所、その他会議等、取り扱う事項が相互に関係が深い場合には、関係する事業所、その他会議等と一体的に行う場合があるものとする。
- 4) 会議の実施にあたっては、テレビ会議システムを用いる場合がある

ものとする。

5) 虐待防止検討委員会は、年に1回以上、必要な都度委員長が招集する。

6) 虐待防止検討委員会の議題は、委員長が定め具体的には、次のような内容について協議するものとする。

- ・ 虐待防止検討委員会その他事業所内の組織に関すること。
- ・ 虐待の防止のための指針の整備に関すること。
- ・ 虐待の防止のための職員研修の内容に関すること。
- ・ 虐待等について、職員が相談・報告できる体制整備に関すること。
- ・ 職員が虐待等を把握した場合に、市町村への通報が迅速かつ適切に行われるための方法に関すること。
- ・ 虐待等が発生した場合、その発生原因等の分析から得られる再発の確実な防止策に関すること。
- ・ 再発の防止策を講じた際に、その効果についての評価に関すること。

3. 虐待の防止のための職員研修に関する事項

- 1) 職員に対する虐待の防止のための研修の内容は、虐待等の防止に関する基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するのであるとともに、本指針に基づき、虐待の防止を徹底する。
- 2) 研修は年1回以上実施するものとする。また、新規採用時には必ず虐待の防止のための研修を実施する。
- 3) 研修の実施内容については、研修資料、実施概要、出席者等を記録し、電磁的記録等により保存します。

4. 虐待等が発生した場合の対応方法に関する事項

- 1) 虐待等が発生した場合には、速やかに市町村に報告するとともに、その要因の除去に努める。客観的な事実確認の結果、虐待者が職員等であったことが判明した場合には、役職位の如何を問わず、厳正に対処する。
- 2) 緊急性の高い事案が発生した場合には、市町村及び警察等の協力を仰ぎ、被虐待者の権利と生命の保全を優先する。

5. 虐待等が発生した場合の相談・報告体制に関する事項

- 1) 職員等が他の職員等による虐待等を発見した場合、担当者に報告する。
虐待者が担当者本人であった場合は、他の上席者等に相談する。
- 2) 担当者は、苦情相談窓口を通じての相談や、上記職員等からの相談及び報告があった場合には、報告を行った者の権利が不当に侵害されないよう細心の注意を払った上で、虐待等を行った当人に事実確認を行う。虐待者が担当者の場合は、他の上席者が担当者を代行する。また、必要に応じ、関係者から事情を確認する。これら確認の経緯は、時系列で概要を整理する。
- 3) 事実確認の結果、虐待等の事象が事実であることが確認された場合には、当人に対応の改善を求め、就業規則等に則り必要な措置を講じる。
- 4) 上記の対応を行ったにもかかわらず、善処されない場合や緊急性が高いと判断される場合は、市町村の窓口等外部機関に相談する。
- 5) 事実確認を行った内容や、虐待等が発生した経緯等を踏まえ、虐待防止検討委員会において当該事案が発生した原因を検証し、原因の除去と再発防止策を作成し、職員に周知する。
- 6) 事業所内で虐待等の発生後、その再発の危険が取り除かれ、再発が想定されない場合であっても、事実確認の概要及び再発防止策を併せて市町村に報告する。
- 7) 必要に応じ、関係機関や地域住民等に対して説明し、報告を行う。

6. 成年後見制度の利用支援に関する事項

利用者又はご家族に対して、利用可能な成年後見制度について説明し、その求めに応じ、社会福祉協議会等の適切な窓口を案内する等の支援を行う。

7. 虐待等に係る苦情解決方法に関する事項

- 1) 虐待等の苦情相談については、苦情受付担当者は、寄せられた内容について苦情解決責任者に報告する。当該責任者が虐待等を行った者である場合には、他の上席者に相談する。
- 2) 苦情相談窓口寄せられた内容は、相談者の個人情報の取り扱いに留意し、当該者に不利益が生じないよう、最新の注意を払う。
- 3) 対応の流れは、上述の「虐待等が発生した場合の相談・報告体制に関する事項」に依るものとする。
- 4) 苦情相談窓口寄せられた内容は、相談者にその顛末と対応を報告する。

8. 利用者とその家族に対する当該方針の閲覧に関する事項

利用者とその家族においてはその求めに応じて、いつでも本方針を閲覧することができるものとする。

9. その他虐待の防止の推進のための必要な事項

本方針で定める研修会のほか、行政、関連団体等により提供される虐待防止に関する研修等には積極的に参画し、利用者の権利擁護とサービスの質を低下させないよう常に研鑽を図るものとする。

令和5年4月1日